

平成27年宇治田原町補正予算特別委員会

平成27年12月16日

午前10時00分開議

議事日程

- 日程第1 議案第66号 平成27年度宇治田原町一般会計補正予算(第4号)  
(総務産業常任委員会所管分)
- 日程第2 議案第69号 平成27年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第3 議案第70号 平成27年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第66号 平成27年度宇治田原町一般会計補正予算(第4号)  
(文教厚生常任委員会所管分)
- 日程第5 議案第67号 平成27年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)  
補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第68号 平成27年度宇治田原町介護保険特別会計予算補正予算  
(第3号)

1. 出席委員

委員長	9番	原田周一	委員
副委員長	10番	上林昌三	委員
	1番	稲石義一	委員
	2番	内田文夫	委員
	3番	山内実貴子	委員
	4番	安本修	委員
	5番	今西久美子	委員
	6番	青山美義	委員
	7番	垣内秋弘	委員
	8番	奥村房雄	委員
	11番	谷口重和	委員
	12番	田中修	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長	西 谷 信 夫 君
副 町 長	田 中 雅 和 君
教 育 長	増 田 千 秋 君
理 事 兼 総 務 課 長	山 下 康 之 君
理 事 兼 企 画 ・ 財 政 課 財 政 課 長	小 西 基 成 君
理 事 兼 福 祉 課 長	大 江 輝 博 君
理 事 兼 建 設 ・ 環 境 課 建 設 課 長	光 嶋 隆 君
企 画 ・ 財 政 課 企 画 課 長	奥 谷 明 君
企 画 ・ 財 政 課 課 長 補 佐	村 山 和 弘 君
戸 籍 ・ 保 険 課 長	長 谷 川 み どり 君
健 康 長 寿 課 長	黒 川 剛 君
建 設 ・ 環 境 課 山 手 線 推 進 室 参 事	垣 内 清 文 君
産 業 振 興 課 地 域 資 源 活 用 室 参 事	下 岡 寛 史 君
上 下 水 道 課 長	野 田 泰 生 君
教 育 次 長	谷 村 富 啓 君
共 同 調 理 場 所 長	廣 島 照 美 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	久 野 村 観 光 君
庶 務 係 長	岡 崎 貴 子 君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（原田周一） 皆さん、おはようございます。

月曜日から連日の常任委員会に続きまして、本日は補正予算特別委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。

本日の委員会は、去る12月7日の本会議において上程され、本委員会に付託されました議案第66号、平成27年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）、議案第67号、平成27年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、議案第68号、平成27年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第69号、平成27年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）並びに議案第70号、平成27年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして審査を行います。

お手元に配付しました日程表により審査を行います。

効率的に委員会が運営されますよう、委員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

ここで、町長からご挨拶をお受けいたしたいと思います。町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、改めましておはようございます。

平成27年の第4回定例会も12月7日に開会されました。その後、一般質問や、また一昨日、昨日と各常任委員会開催していただきまして、大変、師走の公私ご多用のところ、ご苦労さまでございます。

また、先般の一般質問におきまして、ご答弁で議員の皆さんには大変ご迷惑をおかけしましたことを改めましてお詫びを申し上げます。以後、このようなことがないように、緊張感を持って業務に当たってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

また、本日は補正予算特別委員会を開催していただきまして、原田委員長、上林副委員長におかれましては大変ご苦労さまですが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、本日、大変申しわけございませんけれども、産業振興課長の木原が体調不良のため欠席をさせていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

当委員会に付託されました議案につきましては、議案第66号、平成27年度一般会計補正予算（第4号）をはじめとし、5議案でございます。どうかご審議を賜りましてご可決いただきますようよろしくお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞ皆さんよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（原田周一） ありがとうございます。

ただいまの出席委員は12名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の補正予算特別委員会を開きます。

進め方といたしましては、常任委員会所管ごとの審査とし、まず総務産業常任委員会所管課分より行うことといたします。

討論、採決に当たっては、両常任委員会所管課分が終了した後、行いたいと思います。

また、特別会計に係る審査につきましては、各所管課の委員会において行うことといたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第66号を議題といたします。

それでは、ただいま議題となっております議案第66号について、当局より説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第66号につきましてご説明を申し上げます。

議案第66号、平成27年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正をはじめ、「お茶の京都」事業の本町における戦略的な交流拠点の整備構想を策定するとともに、日本緑茶発祥の地としてのブランド力を高めることを目的とする「お茶の京都」交流拠点整備構想策定事業費などを補正するものであり、補正額は1,734万3,000円の追加となり、補正後の予算総額を44億2,299万円とするものでございます。

まず、第1表歳入歳出予算補正の歳入について、主なものをご説明申し上げます。

国庫支出金では、国保事業保険基盤安定負担金536万8,000円を追加しております。

府支出金では、国保事業保険基盤安定負担金281万1,000円、お茶の京都市町村支援事業補助金170万円、合計で451万1,000円を追加しております。

寄附金では、社会福祉寄附金等25万円を追加しております。

繰越金では、前年度繰越金として721万4,000円を追加しております。

次に、歳出について主なものを申し上げます。

総務費では、人件費の減額補正をはじめ、マイナンバー制度導入に要する経費として住民基本台帳ネットワークシステム運営費48万5,000円、一般管理費81万9,000円を追加するなど、合計で51万4,000円を追加しております。

民生費では、国保事業保険基盤安定負担金等の増に伴う国民健康保険特別会計繰出金1,094万7,000円を追加するとともに、介護保険特別会計繰出金194万

4、000円を減額するなど、合計で915万円を追加しております。

商工費では、「お茶の京都」推進のための戦略的な交流拠点の整備構想を策定する「お茶の京都」交流拠点整備構想策定事業費340万円を追加するなど、合計で345万9,000円を追加しております。

土木費では、岡之藪住宅の修繕経費として町営住宅管理費117万4,000円を追加するなど、合計で294万2,000円を追加しております。

教育費では、給食センターの修繕経費として共同調理場運営費108万9,000円を追加するなど、合計で29万7,000円を追加しております。以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○委員長（原田周一） 小西理事。

○理事兼企画・財政課財政課長（小西基成） それでは、ただいまの第66号の説明につきまして、若干詳細の説明を入れさせていただきたいと思っております。

お手元のほうに、議案第66号資料として27年度一般会計12月補正予算（第4号）の概要、横表をお配りしております。この表をもちましてご説明をさせていただきますと思っております。

まず、総務産業常任委員会所管分の説明でございます。横表の1番、総務課職員人件費でございます。補正予算額といたしまして106万9,000円の補正額とさせていただきます。

内容につきましては、一つは、本年度の人事異動分の異動等に伴う職員人件費の補正でございます。中身のほうでございますけれども、人の異動に伴う部分と年金制度の一元化に伴う標準報酬制の導入等によりまして、共済費に変動が出ております。この部分の反映がございます。それから社会保険料率の変更という点で影響が出ております。内訳ですけれども、報酬で16万円の減額、給料で56万円の減額、職員手当で302万円の増額、共済費で123万1,000円の減額となっております。

他会計負担の人件費につきましても、繰り出しで支出しておりますけれども、5会計トータルいたしましては38万3,000円のプラスの補正となっております。

なお、ご承知のとおり、本年度は人事院勧告につきまして勧告がなされましたが、国会が開かれておりません。法改正が、給与法の改正がされておきませんので、今回は人事院勧告に基づく部分につきましては、今後、年明けの国会を経て給与法が改正されました後に、本町といたしましても実施について検討の上、必要な予算につきましては

3月補正をお願いすることになるかと思えます。

それから、人件費の関係でもう1点、補正額には直接関与いたしません、11月26日付で新教育長制度に基づく教育長が就任されましたので、その部分につきまして特別職と一般職の部分を振りかえております。そちらのほうは人事給与明細のほうで表記させていただいております。

それから、2番目にまいりまして、企画・財政課、老人・身体障害者対策福祉基金積立20万円でございます。こちらのほうは、社会福祉に指定寄附をいただいておりますので、この部分を基金に積み立てさせていただいております。本年度末現在の見込み残高ですけれども、補正後で745万8,000円の予定でございます。

続きまして、3番目、同じく企画・財政課、ふるさと応援基金積立、こちらのほうはいわゆるふるさと納税の寄附でございます。こちらのほうも5万円ございましたので、基金に積み立てをさせていただく内容となっております。こちらのほうの年度末の基金残高の見込み額は、補正後で184万5,000円の予定でございます。

次に、1枚おめくりいただきまして2ページ目、8番、建設環境課ですけれども、町営住宅管理費、補正額にいたしまして117万4,000円を計上させていただいております。こちらのほうは、先ほどもありましたように岡之藪団地の修繕でございます。岡之藪団地の経年の老朽化によりまして、ベランダ塗装等の修繕分が必要となっております分と、天皇住宅等で住宅明け渡しに伴う修繕分を合わせて計上させていただいております。

それから、9番、産業振興課、「お茶の京都」交流拠点整備構想策定事業費でございます。こちらのほうは、補正予算額で340万円計上させていただいております。

主要事項調書のほうをご参照いただきたいと思いますけれども、こちらのほうにつきましては、「お茶の京都」構想が山城地域の12市町村を中心に京都府が推進している部分がございます、こちらのほうのお茶の京都構想の位置づけの内、本町の戦略的な交流拠点として挙げられておりますのは湯屋谷地区という形で、地域への誘客、地域活性化等の事業に資するものにつきまして京都府の補助制度がございますので、本町といたしましてもこういった地域の今後の交流拠点としての地域構想の策定に策定経費を計上させていただくものでございます。2分の1の府補助がございますので、170万円の特定財源の歳入と、それから本町として一般財源の170万円を積みさせていただいております。

続きまして、10番目の上下水道課、公共下水道事業特別会計操出金でございます。

こちらのほうは、今回、冒頭申し上げた人件費補正にかかわるものでございまして、こちらのほうは職員の人件費が補正分、冒頭申し上げました補正分がございまして、補正予算額で5万4,000円ということで計上させていただいております。

総務産業常任委員会所管分につきましては、以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

質疑のある方はページ数など明確に指定をし、簡潔に質問をお願いいたします。直ちに質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。稲石委員。

○委員（稲石義一） まず、給与の補正予算についてお聞きしたいと思います。

この20ページの給与費明細の職員手当の内訳、真ん中の表ですけれども、そのうちの管理職手当の補正予算が144万円ということで非常に大きな額となっています。これは、係長から課長補佐になられたり、課長補佐から課長になられたり、大きいのは課長になられたときに非常に管理職手当が一気にふえますんで、その辺も含めて入ってるのかなと思うんですけれども、その内訳、ちょっとこれを聞きたいと思います。

○委員長（原田周一） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいま稲石副議長のほうからご質問がございました内訳ですけれども、本年の4月1日に人事異動の発令を行いまして、その中で課長級に1名の昇格をさせ、また課長補佐級には3名の職員を昇格ということになったことによりまして、管理職手当のほうは増額ということでお願いをしていきたい。また、理事職についても5,000円、月額上げさせていただいておりますので、そういった部分を含めまして144万円の増額となっているところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（原田周一） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 今まで、課長補佐と課長はそれに昇格されたら自動的に、課長補佐やと、まず係長さんのときはゼロやったやつが3万円になります。課長補佐は3万円から4万円にということです。理事について、何回も決裁権があるなしで意見を申し上げてきたんで、去年、理事制度が設けられまして3人の方が理事になられて、もともといらっしゃった方と合わせて4人ということで、その折が4万5,000円の管理職手当ということになっただけなんですけれども、3人の方が4万円から4万5,000円にいかれたと。当然そのときに、決裁権も含めて制度が変わったのかなと思っただけで、それでいいなというふうに思っただけなんですけれども、今般、4月から決裁権が付与されて、そのことによって4万5,000円の理事手当が5万円に引き上げられているん

ですね、これ、今の話ですと。僕は当然、その前の26年のときの4万5,000円に上がったときに、決裁権が生きとると思とったんで、二度上げてるなというふうな嫌いがあるんですけれども、それはそれとして。管理職が、課長さんが4万円でしたら理事が5万円ということも別に不思議でないので、最初のときに一気に上げとけばよかったのかなと思ったりするんですけれども。ただ、地方自治法では条例でそういうようなこと全て決めときなさいよと、地公法でもそういうふうになっとなって、職員の給与は全て条例で決めなければなりませんと。

きょうも、朝の洛タイ、城南新報やらでも、宇治のやつが出ていまして、闇手当やと。何で闇やいうたら、条例規定がされていないのに払っているという部分が闇手当ですよと言われて、京都府からも厳しい、国からも厳しい指導を受けて、今回見直すということになったんですけれども、宇治田原町の今の手当を見ますと、そのように条例で決まっているかということなんですけれども、それについては、宇治田原町の条例では、手当については管理職の手当の額は、その職員の受ける給料月額 $100$ 分の $25$ ですから、給料月額の $4$ 分の $1$ の超えない範囲内で規則で定めるというふうに規則に委任しておるわけですね。本来は条例規定ですから、この中に金額が定められておらねばならないんですけれども、これだって運用上、そういうこともあろうかなと思うんですけれども、規則見てみたら、規則に書いてないんです。規則がないんですね、これ、管理職手当の委ねた分が。

見てみたら、管理職手当支給に関する規定というのがございまして、規則、規定ですから、もう一つ下の定めですね。そこにどんなことが書いてあるかいうたら、管理職手当を支給する職員は次の人ですよというふうに書かれていて、その月額は6万円以内の範囲内において町長が個々に定めるとあるんですね。条例のほうには規則に委ねて $4$ 分の $1$ の範囲内というふうに書いておるわけで、給料月額 $6$ 万円の範囲で町長が別に定めるとあって、どこ見たら書いてあんなんという話になって。これやと、条例の、法律上の地方自治法とか地方公務員法の部分でいえば、ちょっといびつな関係になつとるんかなとこういうふうに思いますんで、この辺は早急に整理する必要があるのではないかなということ、意見として申し上げたいというふうに思うんですけれども、その辺についてどうでしょうか。

○委員長（原田周一） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまの稲石副議長のご質問にお答えしたいと思います。



今おっしゃいましたように、確かに職員の給料手当につきましては町の条例で定めるということになっておりまして、職員の給与に関する条例の中で、今まさにおっしゃいましたように第14条の中にそういった規則で定めると。また、今もありましたように、給料月額100分の25を超えない範囲内だと、こういうことにしている中で、本来でしたら当然のことながら規則で定めて、しっかりとその分を上げるのが基本というようになっておる中で、本町については、昭和41年からの規定をそのまま運用しておりまして、今おっしゃったように、そういう規定の中の第3条に管理職手当の月額は6万円以内の範囲において町長が個々に定めるということで個々に定めてきたわけございまして、今現在そういった状況の中で、今ご指摘をいただいたように、当然のことながら規則でしっかり上部の規則に上げていくのが本来というように思っておりますので、そういった点について十分に整理をいたしまして、また議会のほうにもそういった規則の改正をお示しをさせていただく中で、きちっと用例にうたった内容で整理をしていきたいというように考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長（原田周一） 稲石委員。

○委員（稲石義一） ただいま理事のほうからそういう答弁がございましたので、そのような形で整理をしていただいて、早いうちに議会にもご報告いただければありがたいなというふうに思っております。

もう一つ、今般、人事異動等に伴う人件費の補正ですので、人勸はどうなったのかなということで、給料月額の引き上げと期末勤勉のボーナスの引き上げが人事院勧告で出ておりまして、12月で本来はこういうことが出てくるんですけども、国会が開かれなかった関係上、先送りになっていきますんで。そうしますと、人事委員会を持っておられる自治体は、京都府なり京都市なんかは独自でやれるんですけども、本町の場合はそういうことにはなりませんので、3月送りしたというような方向性も聞いてますけれども、本来的に本町の人事院勧告がらみのやつについては、国が上げたら国準拠やという形でやっておられるのか、人事院勧告準拠でやられてるんか、そのとこだけちょっと聞いときたいなと。

それだと、人事院勧告が出たらそれに準拠してやるんですよと、国が法律を通そうが通すまいが。そのところが若干ニュアンスが違いますんで、本町の基本的なスタンスはどっちかなということ、ちょっと確認しておきたいと。

○委員長（原田周一） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまの副議長のご質問でございますけれども、ご指摘いただいているように、本町には人事委員会がございませんので、国の人事院の勧告に基づいて今日まで準拠しているのが現状でございます。

そういった中で、昨年度も人勧のほうが発表されている中で、本町にはそういう地域手当の制度がないというような状況もありますので、そういう中での改正分を見ますと、本町にそぐわない部分もある程度出てきているというのも現状でございます、今年度についても9月の定例議会の最終分に人事院勧告の骨子については、ご説明を既にさせていただいております。そういった中で、本町においてもそういった人事・給与等の検討委員会の中で協議をしているのが現状でございますけれども、ただいまご質問のありました件については、基本的には人事院勧告どおり今日まで実施しているというのが現状でございます。

ただし、内容が以前よりも少し変わってきている状況がある中で、国の状況と本町との状況がちょっと方向性が見られない部分もありますので、その辺については十分に検討をしたいなというふうに思っています。ただ、今日までは国どおりに来ているということでご理解をいただきたいと思えます。以上です。

○委員長（原田周一） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 人勧を基本にやって、国の法律が改正されるに準じてやっている、両方兼ねたようなご答弁だったというふうに思いますんで、その辺はまた3月のときにきちっと聞かせていただきたいなと思うんですけども、時期的に国のほうがおくれて、うちのほうの3月の予算に間に合わないようなときにはどうするのかなという意味で、それやったら人勧準拠という意味にしといたら、人勧が出たら速やかにやるというようなことかなと思いましたので聞かせていただいたので、また3月の折に聞かせていただきます。

もう一つは、「お茶の京都」についての交流拠点の整備構想策定事業費340万が上がっています。これは、先般、総務常任委員会のほうで、観光振興計画については大変厳しいですねとご意見を申し上げたところでございますけれども、続いて、「お茶の京都」については、京都府の主導もありますし、南部の12市町村が一体となってやっていくというような方向性も示されてるんで、その中の取り組みの一つやと思うんですけども、本町の場合、観光振興計画を先んじて策定に着手して2年間が経過したわけで、この計画策定の部分と、今般の交流拠点整備構想策定事業との関係について、どのように位置づけたらいいのかというところをもう少し詳しく説明願えればというふうに思い

ますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（原田周一） 下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） 湯屋谷地域なんですけれども、観光振興計画は町で単独でつくっておまして、「お茶の京都」につきましては今言われましたように12市町村で動いておまして、連携しながら進んではいくんですけれども、湯屋谷地域につきましては「お茶の京都」の関連で別枠で動かしているような状態です。

○委員長（原田周一） 稲石委員。

○委員（稲石義一） これ、マスタープランを京都府のほうで策定について手を挙げたところには助成もするんでということで財源が170万入ってますんで、それはそれで観光振興計画の部分で充足しておらない部分をこの補助金をいただきながら策定していくということもひとつの手法やというように思いますので、期間てきには3月までということになりますけれども、非常に重なるんで大変だと思うんですけれども、その辺も含めて年度内に、一定具体的な湯屋谷エリアの整備がまとまりますように精力的に取り組んでいただきたいというように思いますが、年度内の完成の目途について、どのように今お考えをお持ちでしょうか。

○委員長（原田周一） 下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） 補正が通りましたらすぐに取りかかりまして、来年度早々には地域と話のほうを進めていきたいと考えております。年度内に完成のほうはさせていただきたいと。すみません、訂正させていただきます。来年度じゃなくて来年早々、取りかからせていただきまして、3月末ごろには完成するように取り組んでまいります。

○委員長（原田周一） 稲石委員。

○委員（稲石義一） これについては、今、観光振興計画を策定中で大詰めのところまでいっているということですので、新たにコンサルに発注するというようなことなく、今の業者の方は2年間、この基本構想の観光振興計画に携わっていただいたんで、その辺の契約の手法も含めて工夫をしながら3月末までに完成するように、できるだけ工夫を凝らしてほしいなど。そこに書いていますように、世界文化遺産登録を目指すという風な部分として「お茶の京都」というのがありますので、宇治田原町もそういった一翼を担えるように、やはりここで340万かけて煮詰めていくと、最後の詰めをきちっとすると、観光振興計画プラスマスタープランやというふうな形にさせていただきたいなという、これは要望にしておきます。以上です。

- 委員長（原田周一） ほかにございませんか。今西委員。
- 委員（今西久美子） 予算書の16ページですが、町営住宅管理費ということで、117万4,000円の補正なんですけど、先ほどのご説明では岡之藪の住宅のほうのベランダの塗装と天皇住宅の明け渡しによる修繕というご説明がございましたけれども、特に岡之藪団地のほうですが、もうちょっと詳しくどういう修繕をされるのか。この間、ベランダの手すり、また入り口のポール等の修繕をお願いしてきたわけですが、もうちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。
- 委員長（原田周一） 垣内参事。
- 建設・環境課山手線推進室参事（垣内清文） 修繕の内容ですけれども、岡之藪住宅、こちらの老朽化に伴うということで、おっしゃられますベランダの手すりがございますね、その塗装及び、今、今西委員がおっしゃられました玄関前のポーチのポール、これにつきましても塗装の修繕を行います。そのほかに明け渡しに伴うというのは2軒分ございます。これはまだ確定ではございませんが、今後、明け渡しが出た場合のための修繕工事費を今回補正をしているわけでございます。それと、あと岡之藪団地の住宅の中の床の老朽化に伴う分、それが1軒ございます。以上です。
- 委員長（原田周一） 今西委員。
- 委員（今西久美子） ベランダの手すりですけれども、塗装ということでしたけれども、この間、何回か塗装はしていただいているようなんですけれども、すぐに剥がれてさびていると。さびがくると寄りかかったときに大丈夫かというそういう心配があるというふうにおっしゃっていたんですけれども、その辺の点検と、あと根本的にやりかえなんかも必要になってくるんじゃないかと思うんですけれども、その点はどうでしょうか。
- 委員長（原田周一） 垣内参事。
- 建設・環境課山手線推進室参事（垣内清文） 根本的にというのはちょっと、今回の修繕につきましては、もちろんおっしゃられる塗装を一旦剥がしましてケレンをした状態でもう一回塗り直すということを含めまして、いわゆる老朽化、例えばさびによって何がしか支障を来す場合につきましては、そこも含めて修繕する予定でございます。以上です。
- 委員長（原田周一） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（原田周一） ないようですので、議案第66号に係る総務産業常任委員会所管課分についての質疑を終わります。

次に、日程第2、議案第69号を議題といたします。

当局より説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第69号のご説明を申し上げます。

議案第69号、平成27年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正のほか、日本下水道事業団に工事委託している処理場等の増設工事の事業費を補正するもので、補正額は6,090万1,000円を減額し、補正後の予算総額を8億691万5,000円とするものでございます。

まず、第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入では、繰入金5万4,000円、諸収入240万円を追加するとともに、国庫支出金4,385万5,000円、町債1,950万円を減額し、歳出では、総務費12万9,000円を追加するとともに、公共下水道事業費6,103万円を減額しています。

次に、第2表債務負担行為補正につきましては、宇治田原浄化センターと郷之口中継ポンプ場の運転・管理委託である処理場施設維持管理費1億7,550万円の債務負担行為を設定するものでございます。

次に、第3表地方債補正につきましては、公共下水道事業債などについて起債対象額に変更が生じたため、既定の限度額を変更するものでございます。

以上ご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。以上でございます。

○委員長（原田周一） 野田課長。

○上下水道課長（野田泰生） それでは、ただいまの公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の主な補正内容についてご説明申し上げます。

事前に配付されております議案第69号資料、12月議会補正予算（第1号）概要、A4横表のものと、先日追加で配付をさせていただきましたもう1枚、69号の資料といたしまして債務負担行為補正について、A4、1枚物、表裏記載しておりますけれども、その資料のほうでご説明申し上げます。

まず、A4横表のほうでございますけれども、こちらのほうをよろしく願います。

上段の表の番号1につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます、12万9,000円を追加しております。

番号2、3につきましては、日本下水道事業団に工事委託しております処理場及び中継ポンプ場の機械電気設備の増設工事がほぼ完了してまいりましたので、その決算見込

みにより工事委託を補正するもので、2番が中継ポンプ場分といたしまして1,293万円を、3番は処理場分といたしまして4,810万円を、合計で6,103万円を減額しております。減額の主な内容といたしましては、処理場の処理水の消毒設備でございますが、その消毒設備を、現在、固形塩素というもので手動により投入しておりますが、これにかわり次亜塩素酸ナトリウムというものを自動的に注入できる消毒設備に更新する予定でしたが、現在の流入汚水量からはまだ手動での固形塩素投入での対応ができるものと判断いたしまして、自動注入設備を先送りといたしました。この次亜塩素酸注入設備の先送りによりまして約3,200万円の減、またあわせて運転・管理システムを中継ポンプ場のポンプ仕様の計画見直しによりまして約2,118万円の減、そして最後に、入札執行によります請負残額によりまして約785万円の減額をいたしております。

次の、4番の長期債元金償還金につきましては、元金償還金の財源となります資本費平準化債の追加発行があったことによりまして、財源の調整を行ってものでございます。

歳入財源のほうにつきましては、国庫補助金の内示及び歳出事業の補正に伴い、それぞれの財源を調整いたしております。

最後に、下の表でございますけれども、債務負担行為を追加する補正でございますが、現在契約している処理場、中継ポンプ場等の運転・管理委託が今年度末、来年3月末で終了しますことから、来年度以降の実質3年間、平成28年度から平成30年度までの期間で、運転・管理委託の契約を今年度内に契約・締結するため、限度額1億7,550万円を設定するものでございます。限度額の設定につきましては、現在の運転・管理の委託方式は性能発注によります包括的民間委託のレベルⅠというもので行っておりますが、次期契約からレベルをⅡまで上げることといたしまして、限度額は現契約から約1.8倍となっておりますけれども、処理場管理費全体といたしましてコストの縮減を図ろうとするものでございます。

それでは、もう一つのほうの資料、すみません、追加で配付していただきましたA4、1枚物、裏表の右肩、議案第69号と書いてありますけれども、こちらのほうで包括民間委託のレベルにつきましてご説明申し上げます。

まず、資料のほう1番のところを見ていただきますと、包括的民間委託の背景といたしまして、現在の処理場施設につきましてはほとんどの自治体で民間委託されておまして、その委託の方法といたしましては、所定の指定に基づく業務の仕様を明確に定めた発注が通常でございましたけれども、業務の効率化の点で、民間事業者の創意工夫が

働きがたい傾向であったことから、平成13年4月に国交省のほうから、性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドラインというものが取りまとめられました。また、平成16年3月には同省から、この委託方式を推進するような通知がされた経過がございます。

2番の包括民間委託の概要といたしまして、包括民間委託の定義といたしますか、そちらのほうを書かせていただいておりますけれども、包括的民間委託とは、①といたしまして性能発注方式である。先ほど言いました細かい業務を定めるものではなく、最終的に求める水準を設定する水準仕様書のものでございます。続いて、②といたしましては、複数年契約であることを基本的な要素といたしまして、③番につきましては、通常の業務でも同じなんですけれども、運転、保守に加えまして④のところの建物管理等の運転に必要なユーティリティの調達、修繕等を含めたものである、これを包括的な民間委託と定めております。

3番のほうを見ていただきますと、こちらのほうがガイドラインによります包括民間委託のレベルの説明でございます。左端のところの縦棒グラフを見ていただきますと、これが通常の委託形式でございます。処理場の運転管理を想定した場合、まずこの太枠で囲っている部分が民間委託しているところでございます。ですので、処理場の管理につきましては、もちろん町職員の人件費、次に処理場に必要となる薬品等のユーティリティの調達、それでももちろん運転管理の委託、そして処理場で起こる修繕ということで、通常のやり方でいきましたら運転管理のみを民間に委託するわけでございまして、ほかの太枠でないところにつきましては町発注の業務となっております。

これを、右に移行していきまして、レベルⅠのところを見ていただきますと、この運転管理の委託につきましては通常でいきましたら単年契約でありますけれども、これを複数年契約にしまして、なおかつ業務仕様による発注ではなく、創意工夫の働く要求水準による発注を委託することがレベルⅠとなっております。

本町につきましては、現状レベルⅠと言っておりますけれども、一部の薬品については調達をしているような状況でございますので、本町でいきますとレベルⅠダッシュといたしますか、レベルⅠとⅡの間にいるような状況でございます。これを次回からの運転をレベルⅡに移行したいということで、レベルⅡのところを見ていただきますと、処理場の運転管理に加えましてユーティリティの調達、薬品の調達から、あと水道代、電気代、それまでを含めて一括で契約の中に含めて受託者のほうで全てを調達していただくような方策、こちらのほうに現在移行しようとしております。最終的には、レベルⅢと

ということで、修繕費までを含めて一括で全てを発注するところまで最終としてガイドラインのほうでは示されております。

次に4番のところでございますけれども、一般的に言われておりますこのレベルⅠ、Ⅱ、Ⅲの効果ということで書いておりますけれども、こちらの細かいところは、すみません、この場では省略させていただきますけれども、包括委託することによりまして人件費の縮減なり、総合的な発注をすることによって委託費の中で請負による請負率に係るコストの縮減等が図られるようなことが、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのところの説明をさせていただいております。

⑤のところ、本町の今までの処理場の経過を書かせていただいております。平成12年度から本町の処理場が供用開始をいたしまして、1年目につきましては、単年の契約、本当に通常の業務委託の発注をしておりましたが、2年目からは業務仕様書のままの発注でございましたけれども、ただ複数年契約ということで、13年から15年の3年、また16年から18年の3年につきましては、業務仕様書による複数年契約でやっておりました。平成19年度から、国のガイドラインに基づく考え方を導入いたしまして、こちらのほうから④、⑤、⑥と現在まで包括民間委託のレベルⅠということで委託のほうをしておりまして、その委託費につきましては、右側に経過で金額を書かせていただいております。

それではすみません、裏面のほうを見ていただきまして、こちらのほうで現在行っている包括委託のレベルⅠを左側に書かせていただいております。右側に移行しようとしていることで、レベルⅡということで右側に28年度から30年度までの予定で書かせていただいております。こちらのほうを見ていただきますと、今回変更に係っている分を右側のほうのゴシック体の黒い太字でちょっと書かせていただいておりますので、こちらのほうが次の業務によって変わってくるような点でございます。

まず、基本的には、保守・運転に係ります施設の能力が、今回、処理場を増設しておりますので、もちろん能力は上がってきておりますので、その辺のところ辺で委託費の増額となる要素がここに出てきております。

下のほうにいきますと、ユーティリティの調達ということで、左側のレベルⅠで見いただきますと、汚泥の薬品と固形塩素の調達と機器に伴いますオイル等の消耗品、こちらのほうが既に受託者のほうで用意してもらっておりますけれども、今回、右側の太字のところ追加しております。水処理の薬品また通信費、電話代なり処理場中継ポンプ場間での通信費、また水道料金、あとは中継ポンプ場と処理場の電気代をこの契約の



中に含めて一括で、全て電気代の支払いまでやっていただくというようなものでございます。

下の表では、上の表に係ります費用的なほうの整理をさせていただいております、①から⑧までの項目として書かせていただいておりますけれども、①の運転管理費用につきましても、こちらは処理場の経年劣化と、また流入汚水量の増加、処理能力の増加ということで、委託費については積算上増額するものでございます。②から④あたりはほぼ同じような費用で移行しておりますけれども、⑤もほぼ同じですけれども、特にこの⑦のところでも大きく今回の債務負担行為の限度額にかかわるところでございます、今回、電気代等大きく加えておりますので、その辺を見ていただきますと⑦のユーティリティ調達費が約490万円だったものが6,500万円で、概算でございますけれども積算上出てきておりますので、この辺を債務負担行為に設定させていただいておりますので、右側の一番下の二重線で下線引っ張っておりますけれども、この1億7,550万円を、今回債務負担の限度額と設定させていただきたいと考えております。

最後、8番のところを見ていただきますと、今回レベルⅡに移行することによってどれぐらいの効果が上がっているかということでございますけれども、大きな費用ではございません。今回この⑦のところでも約6,000万円ぐらいの費用の増加をさせていただきますけれども、こちらが通常、町発注できましたらそのままかかる経費のところ、一括発注、入札に付することによりまして、近年の請負率でいきますと約7%ぐらいは請負残が出ておりますので、この電気代と追加いたしました費用の7%相当、約460万円でございますけれども、こちらの費用が効果額として見込めるようなところでございます。

あと、あわせて額のほうにはあらわれていませんけれども、町職員としてのいろんな調達の発注事務のほうで低減を図られるということもあわせて効果としては出てきております。以上でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

質疑のある方は簡潔に質問をお願いいたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。稲石委員。

○委員（稲石義一） 当然、運転管理に係る技術者等の人件費があろうかというふうに思うんですけれども、それに係る分が先ほどの説明からいえば、7番目のところの①の今までは7,284万、これが8,317万、この辺が人件費かなというふうに思うんですけれども、これでよろしいんでしょうか。

○委員長（原田周一） 野田課長。

○上下水道課長（野田泰生） ご指摘のとおりでございますが、現状、参考でございますけれども、現在の契約でいきますと、委託している日数のうち1日当たりで換算いたしますと、いろんな業種の積算上でございますけれども、職責の方がおられますけれども、全て平均といたしまして1日当たり3.46人で積算しているものが、今回、処理能力の増設なり流入汚水量の増大によりまして補正がかかってきまして、3.46人が3.58人ということで、わずか0.12人の積算上増加でございますけれども、今回大きく人件費の基準単価が見直しをされておりますので、その辺を合わせましてこのような増額となっております。以上でございます。

○委員長（原田周一） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 1日当たり3.46人が、今3.58人に次の3年間はなるということで、この1人当たりのそれぞれの職種で違うというふうに思うのですが、総括の方がいらっしゃったり、主任さんいらっしゃったり、通常の技術者がいたりしますね。それに労務単価みたいなのを掛けて積算するんでしょうけれども、ここの通常の技術者、一般的な技術者として、この方1年間、ここの処理場のメンテにかかわって働かれば、年収としてどれぐらいになるんでしょうか。

○委員長（原田周一） 野田課長。

○上下水道課長（野田泰生） すみません、ただいまのご質問でございますけれども、具体的な受託者側の人件費につきましては、こちらも聴取はしていないところでございます。積算上、先ほど言いましたように約3.5人前後の人員となっておりますけれども、現場のほう、処理場のほうには現実3名以上ということで指示はさせていただいておりますので、現状を見ていきますと3名以上と言っておりますけれども、企業のほうでは4人現場のほうに配置をいただいております。あわせまして、現場以外のところ辺では、本来、会社のほうにおられる方がその管理に関しては動いていただいておりますので、現場の4人プラスアルファ会社の社員さんが動いていただいているような状況でございますけれども、その人件費金額につきましては聴取はいたしておりませんので、わからないようなところが現状でございます。以上でございます。

○委員長（原田周一） 稲石委員。

○委員（稲石義一） こういう場合によく言われるのが、積算がこうであって、実際の働かれる方の真ん中を抜いて、実際支給されている部分については非常に小さな額を渡しおられますよということで。この仕様でいけば、現実3名以上というのが、それも具

合悪い話でね、実際3.4とか3.5とかいう積算しとったら、実際4人来られたら、常時4人は来てくださいよと、休まれるときにはかわりの方をきちっと用意しといてくださいよと、管理部門で、本町のほうから管理したり指示する方の部分も当然見ておきますよというようなことが、現実の問題として積算として入ったわけですね。その分が幾らになって、それぞれ総括と主任さんと技術者でどれぐらいの額が支払われていると、積算はこうしていますよというようなことの中で、実際どのような形で支払いをされているのか。企業努力もあるんでしょうけれども、真ん中を大きく抜かれますと、労働環境が悪くなったりしますので、そういうこともあわせて本町の実績として、委託する側からすれば把握しておく必要があるのではないかなと思います。どうしても官製のワーキングプアをつくるとかいろいろ言われていますので、そういう裏打ちのためにきちっとした情報を入手しておくということが非常に大事なことで、今後、そういうことも含めて、この包括の委託についてはきちっとしてほしいなと思います。

それと、現実の問題として、今度のユーティリティについて、電気代とか実際かかっている、先ほどちょっと説明があったんですけども、実際この3年間で25、26、27の、27は決算見込みで結構ですけども、この積算に係る、6,513万に係る、実際は492万が実際入っていますよと、それ以外の電気代なんかは決算でわかるとるわけやから、その分を、実際決算額でいけば何ぼ入ってんやと。そうしたほうが入札率の想定で何%という想定額を削減額としてはじき出すより、今現実的に何ぼ電気代やら払うておって、総額何ぼやと。それが処理量がふえたりすると電気代やらふえるというふうに思いますけれども、それをカウントせずにどれぐらいの差があるのやと。電気代としてはどれぐらいでとかいろいろ、ここに書いているような細かい分がありますね。その辺、わかっておったらちょっと教えてほしいなと思います。

○委員長（原田周一） 野田課長。

○上下水道課長（野田泰生） すみません、現状の電気代のほうでございますけれども、平成27年度は決算見込みでございますけれども、見込みを若干含んでおりますけれども、現実25から27の3カ年が約4,240万円と見込んでおります。現在、この債務負担行為に設定させていただきました電気代につきましては約5,260万円ということで、24%電気代を多く見込んでおります。

といいますのも、これ概算レベルでございますけれども、平成28年度末には緑苑坂が接続されること、あわせて現在、日本下水道事業団での施設の増設が上がってきますので、機械の全ての電力のほうの基本部分が上がってきておりますので、その辺を増加

で債務負担のほうは概算24%アップさせていただいておりますけれども、これから年度末発注に向けましては、もう少し電気代を機器の設置の台数から全て電気の容量を計算いたしまして、できる限り積算した結果と実際の電気代が狂うようなことがあってはまずいと考えておりますので、その辺は精査する中で最終的に発注する段階では、電気代のきっちりとし電力量を見込んで発注したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（原田周一） 稲石委員。

○委員（稲石義一） そうなんですよ、24%アップで見込んでたやつが、実際どれぐらいの使用料になるという誤差が、ここんとこが一番大きいんで、企業努力の中で絞り込んで設計費に入れるのか、難しいところがあるんですけども、その辺もシビアにやっておかれる必要があるのではないかなと思っておりますので、これは意見にとどめておきますので。以上で終わります。

○委員長（原田周一） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようですので、議案第69号に係る質疑を終わります。

議案第69号についての質疑は終わりましたので、直ちに討論に入ります。意見のある方は発言を願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第69号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員であります。よって議案第69号、平成27年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、日程第3、議案第70号を議題といたします。

当局より説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは議案第70号についてご説明申し上げます。

議案第70号、平成27年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正のほか、水質検査等に関する事業費を補正するものでございます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益で7万9,000円を減額

し、補正後の予算総額を3億589万1,000円に、水道事業費用で21万4,000円を追加し、補正後の予算総額を2億9,406万8,000円とするもの  
でございます。

水道事業収益では、営業外収益で消費税還付金7万9,000円を減額し、水道事業  
費用では、営業費用で原水及び浄水費115万5,000円を減額するとともに、総経  
費で136万9,000円を追加しております。

次に、資本的収入及び支出につきまして、資本的支出では、建設改良費の事務費7万  
7,000円を追加し、補正後の予算総額を2億7,757万6,000円とするもの  
でございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○委員長（原田周一） 野田課長。

○上下水道課長（野田泰生） それでは、水道事業会計補正予算（第1号）の主な補正内  
容についてご説明申し上げます。

事前に配付されております議案第70号資料、12月議会補正予算（第1号）概要の  
A4横表のほうで説明をさせていただきます。

まず、上段の表のほうでございますけれども、こちらが収益的支出でございます。

1つ目の原水及び浄水施設管理費につきましては、原水及び浄水費におきまして、水  
質検査費と電気保安業務委託費の確定に伴う補正でありまして、115万5,000円  
を減額いたしております。

2つ目の職員人件費につきましては、総経費におきまして人事異動等に伴う補正であ  
りまして、136万9,000円を追加いたしております。

次に、下段の表の資本的支出のほうでございますが、建設改良費の事務費におきまし  
て、こちら人事異動等に伴う補正でありまして、7万7,000円を追加いたしてお  
ります。

なお、収益的収入の営業外収益7万9,000円のほうを減額しておりますけれども、  
こちらにつきましては、歳出予算の課税私有の減額に伴いまして消費税の還付金を減額  
するものでございます。

最後に、すみませんけれども補正予算書のほうを少しだけよろしくお願いたします。

第70号の補正予算書のほうの14ページを見ていただけますでしょうか。

補正予算書の14ページでございますけれども、こちらは今年度、1号補正におけま  
す損益計算書となっておりますので、下から2行目のところの数字を見ていただけたらと

思います。下から2行目のところが1号補正によります当年度の純利益でございます、こちらのほうの補正予算によりましては、本当にごくわずかではございますけれども、約5万円の黒字決算を見込んだような1号補正となっております。

最終的には、まだ現在の補正予算書の中には、修繕費のほうは枠取りといたしまして抱えておりますので、最終決算のほうでは不用額が発生するものと考えて、もう少し黒字のほうは見込めるものと考えております。以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

質疑のある方は簡潔に質問をお願いいたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようですので、議案第70号に係る質疑を終わります。

議案第70号についての質疑が終わりましたので、直ちに討論に入ります。討論のある方は、ご意見をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第70号の採決に入ります。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員であります。よって議案第70号、平成27年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

ここで、職員の入れかえのため暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時06分

○委員長（原田周一） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、日程第4、文教厚生常任委員会所管課分に係る議案第66号につきまして審査を行います。

当局より所管分の説明を求めます。小西理事。

○理事兼企画・財政課財政課長（小西基成） それでは、議案第66号に係ります文教厚生常任委員会所管課分の補正予算につきましてご説明させていただきたいと思っております。

先ほどと同じく、議案第66号資料の横表のほうをご参照いただきたいと思います。

番号にして4番目でございます。戸籍・保険課、住民基本台帳ネットワークシステム

運営費ということで48万5,000円の補正額を計上させていただいております。こちらのほうは、社会保障・税番号制度導入に係る機器購入費、タッチパネルディスプレイという説明をしておりますけれども、いわゆるマイナンバー関連の整備の一環でございます。こちらのほうは、タッチパネルディスプレイを1台追加させていただくものでございまして、当初計上で、本体とタッチパネルを計上させていただいておったんですが、窓口対応上、タッチパネルディスプレイをもう1台追加させていただきたいという形で上げさせていただいております。既存端末の整備等も含めての予算要求でございます。

それから、次に5番目に同じく戸籍・保険課、戸籍住民基本台帳費の一般管理費といたしまして81万9,000円を計上させていただいております。こちらのほうも、同じく社会保障・税番号制度導入に係る機器購入費でございます。内容的には、顔認証システムの機器、それから個人番号をカード追記プリンター等となっております。個人番号カード追記プリンターと申しますのは、この間もありました通知カードの後に個人番号カード、プラスチックのカードを交付された方、通知カードもそうなんです、裏面に追記欄がございます。住所変更、氏・姓名の変更等、変更がありました場合に追記をする欄がございますが、そちらのほうに追記事項を記載するためのプリンターの購入でございます。それから、顔認証装置は、写真と実際にお越しになった方の顔のデータをカメラを通して照合したもので、本人確認をするための装置でございます。これらを含めまして81万9,000円の計上とさせていただいております。

先ほどの分と合わせまして、財源といたしましては、地方財政措置につきましては特別交付税の充当が言われておりますが、正確な部分で対象額、対象範囲、比率等についてはまだ明示はされておらないという状況でございます。

続きまして、6番目、戸籍・保険課、国民健康保険特別会計操出金でございます。こちらのほうは、補正予算額にいたしまして1,094万7,000円の補正計上をさせていただいております。こちらのほうは、職員人件費補正、これは今回の各会計共通の部分でございます。人事異動等に伴う分でございます。国保事業保険基盤安定負担金等の増加に伴う操出金の補正でございます。

特会からでの説明もございますが、大まかに言いまして、職員人権補正分で3万5,000円の減額でございます。これも共済費関係の減額でございます。

保険基盤安定繰り入れで2,090万5,000円ということでございます。

それから、第三者求償事務取扱手数料ということで、国保連に支払う分の7万

7, 000円、これは交通事故等で責任割合があり相手方保険者から支払われた場合に、こちらにも回ってくるわけですが、当然、国保連が払っている分についてもこちらから返す必要がありますので、その部分の計上でございます。

それから次に、7番目が健康長寿課、介護保険特別会計操出金でございます。こちらのほうは補正減額のみでございます194万円4,000円の補正減額とさせていただいております。こちらのほうは、職員人件費補正でございます。当初より、こちらのほうは人事異動等、採用等の増減によりまして、介護保険特会分の人件費負担部分は減額補正となっております。こちらのほうの介護保険特会のほうは人件費のみでございますので、繰り出し側での説明でさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、11番、教育課、共同調理場運営費でございます。補正予算額といたしまして108万9,000円の計上をさせていただいております。こちらのほうは、学校給食共同調理場の消防用設備、調理設備等の修繕で計上させていただいております。学校給食共同調理場の設備の更新時期を迎えておりまして、いろいろな施設の老朽化に伴う修繕が必要になってきております。

今回、それぞれ補正に上げさせていただいております部分ですと、自動火災報知機につきまして若干エラーが出ておる関係がございますので、こちらのほうは早急に修繕が必要ということでございまして上げさせていただいております。それ以外にも、排水使用施設の生物脱臭剤交換工事等、必要な設備の修繕につきまして計上させていただいているところでございます。

文教厚生常任委員会所管分につきましては、以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。稲石委員。

○委員（稲石義一） 教育の共同調理の運営費の修繕費ですが、先ほどの説明では、施設が老朽化してきており、更新時にきちっとした対応をしたいということなんですけれども、108万9,000円でいえば、当初予算からすれば、緊急対応分としては大きな額かなというように思うので、その辺の当初予算は幾ら掲示しておいて、修繕として、それが今回108万円9,000円ということですので、当初にはどれぐらいの予算を計上しとったんか、そこから聞きたいと思います。

○委員（稲石義一） 廣島所長。

○共同調理場所長（廣島照美） 今年度の当初予算額につきましては268万



9,000円でございます。

○委員長（原田周一） 稲石委員。

○委員（稲石義一） わかりました。

これについて、今後そういう老朽化対応更新年次計画みたいな形できちきちと対応をされて、大型の機器についてはいついつにやりますよと、それと細かなやつは細かな部分でどの程度、枠で持っておけばいいのかというのを整理されて、財政当局と協議されたらいいのかなというふうに思います。

そこで、関連で聞いておきたいんですけども、去年も聞いておりましたけれども、2小学校と1中学校の修繕費の考え方です。こういうものについては1件査定で査定しておいてください。緊急対応分の枠でもらわんならん分、去年なんかやったら遊具の保全とか何やら出てきて辛抱させてますねんとかいうたらそんな危ないことはないので、そういうようなことを指摘させていただいた結果、27年度の当初予算ではこういうことになっていますというようなことを、大きくそういうような分の予算計上額について変わりましたよというようなことがあれば、今お聞きしておきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

今日段階では、その分が足りているというのか、3月末まで危ないというのか、その辺も含めてご答弁いただきたいと思っております。

○委員長（原田周一） 谷村次長。

○教育次長（谷村富啓） 平成27年度から项目的な修繕と、それと枠組みの修繕ということで、修繕料として予算計上させていただきました。

今年度の執行状況を鑑みますと、項目がついている修繕につきましては、順次修繕させていただいている状況でございます。また、今回の学校給食費にもございますように、学校におきましても突発的な修繕が必要な事業がございます。それにつきましても枠組みの予算で調整をさせていただいて執行といいますか、修繕をしている状況でございます。ただ、その枠の中でもやっぱり次年度に回すものとか、優先的な項目があるかなと思っておりますので、今年度できなかった事業につきましては、来年度また予算計上させていただきながら、計画的に修繕をしていきたいと思っている状況でございます。以上でございます。

○委員長（原田周一） すぐに答弁できますか。時間かかりますか。いいですか。小西理事。

○理事兼企画・財政課財政課長（小西基成） 1件査定しました分が800万

4,000円でございます。枠につきましては、中学に100万円、各小学校に100万円ずつ、査定でつけさせていただいております。以上です。

○委員長（原田周一） 稲石委員。

○委員（稲石義一） この項目ごとに1件査定したのが800万、これは小・中、合わせての話でしょうか。

○委員長（原田周一） 小西理事。

○理事兼企画・財政課財政課長（小西基成） 査定の概要でございますけれども、小・中、合わせて800万4,000円でございます。田原小で3件、宇治田原小で4件、維考館中学で2件、以上の800万4,000円でございます。

○委員長（原田周一） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 緊急対応分の枠で中学校100万、小学校は50万ずつですか、100万ずつですか。

○委員長（原田周一） 谷村次長。

○教育次長（谷村富啓） 各小学校ずつで100万ずつの対応枠を計上させていただいております。

○委員長（原田周一） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 結構、そういうことでは配慮した予算になつとるんで、これやったらまあまあ枠内で執行可能かなと。去年とかおとしみみたいに補正まで待たんならんと、子どもたちが危険にさらされるとか、遊具のここが危ないさかいそれは使わさんとかいうようなことがこれでなくなったのかなというように思いますので。ただ、財政が厳しくなってきたら、こういうところから削っていくというのがよくある。もともとついてへんだということは、そういうことでなくなってきたんやというように思いますので、お互いが、原課さんもそうですし、財政当局もそういうところは十分注意しながら、実際それは予算も削れば、どの人たちにそういうような影響があるのかというのを十分考えながら対応していただきたい。これは要望して終わっておきたいと思います。

○委員長（原田周一） ほかにございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 概要版の4番と5番なんですが、ともにマイナンバーに係るものだったことでしたけれども、先ほどのご説明では、特別交付税の財政措置があるということですが、詳細についてはまだ決まっていないということですが、これ国の制度でありますので、こんなものは全額、国がきちんと財政措置をすべきだというふうに思いますけれども、そういう立場で国へ要望していただきたいと思いますが、どうで

しょうか。

○委員長（原田周一） 長谷川課長。

○戸籍・保険課長（長谷川みどり） タッチパネルのディスプレイ購入費と顔認証の装置につきましては、特別交付税措置されるということで聞いております。ただ、率については明確には示されておられません。ただ、個人番号カードの追記プリンターについては、地方税財政措置はまだ未定ということなんですけれども、京都府さんのほうにも通じて、こちらのほうも要望をしていきたいと思っております。

○委員長（原田周一） よろしいですか。

ほかにございますか。稲石委員。

○委員（稲石義一） 一つだけ聞いておくのを忘れましたんで。

給与の関係で、教育長の給与に関する条例というのがありまして、今般、一般職から特別職に教育長がなられたんでどこか変わっているのかなと思って、この給与に関する条例のところを見ましたら、第4条に教育長の勤務時間、その他の勤務条件は、一般職の職員の例によるというのがそのまま残ってあるんですね。これは前のときに一回聞かせてもらったことあるんですけれども、特別職は、普通、常勤特別職の方々においては、勤務時間とかそういうようなものはないし、出勤簿も判こ押さはったためしがないと思うんですけれども、教育長の場合はそうじゃなくて、それをずっと引きずってきておって、一般職の例によるから勤務時間も8時半から5時15分の分を準じるということになっておったんやけれども、特別職にならばったら、やっぱりそれは過去のそういう慣例を引きずってそういうふうにすべきかなというふうに思いますので、どうなんかなというのを前回確認したら、それはちょっと調べてみますということだったんで、この第4条についてはどういう形で、準ずる、例によるということなんでしょうけれども、勤務条件はどういうふうに決められましたでしょうか。

○委員長（原田周一） どなたが答弁しますか。よろしいですか。谷村次長。

○教育次長（谷村富啓） 新教育長になられたときの勤務の関係でございますけれども、従前の勤務の状況で勤務していただくというようなことでの確認はしておりますけれども、以前のようなことで出勤簿にも勤務されて、以前と変わらぬ状況の勤務体制で勤務するようということになっております。

○委員長（原田周一） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 結構です。それじゃ、この第4条どおり、従前のおりやっていただいていうことですので、他の常勤特別職の方とは異なるようなことになってお

るという理解しておりますので、よろしいです。

○委員長（原田周一） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようですので、議案第66号に係る文教厚生常任委員会所管課分についての質疑を終わります。

議案第66号についての審査が全て終わりましたので、直ちに討論に入ります。意見のある方は、発言を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第66号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員であります。よって議案第66号、平成27年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、日程第5、議案第67号を議題といたします。

当局より説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第67号についてご説明を申し上げます。

議案第67号、平成27年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正のほか、保険給付費における一般被保険者の医療費見込み額の増加により所要額を補正するもので、補正額は1億95万8,000円の追加となり、補正後の予算総額が14億4,808万3,000円とするものでございます。

収入では、国庫支出金5,449万9,000円、療養給付費等交付金2,596万6,000円、府支出金815万円4,000円、繰入金1,094万7,000円、諸収入139万2,000円を追加し、歳出では総務費4万2,000円、保険給付費1億91万6,000円を追加しておるところでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（原田周一） 長谷川課長。

○戸籍・保険課長（長谷川みどり） それでは、議案第67号、平成27年度宇治田原町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして詳細にご説明申し上げます。

まず、歳出の部でございますが、議案第67号の横長の資料で、平成27年度国民健康保険特別会計12月補正予算（第3号）概要をごらんください。

主なものといたしまして、主に3番、4番、保険給付費における一般被保険者分の医療費見込み額、療養給付費及び高額療養費で、療養給付費の補正額7,224万円7,000円、高額療養費補正額2,866万9,000円、いずれも医療費を精査し、不足見込み額を増額計上するものでございます。

補正額の大部分を占めています医療費の支出状況ですが、別紙第67号の縦長の資料、平成27年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてごらんください。

中ほど、医療費の支出状況でございますが、各年度における平均給付費額で、まず療養給付費一般では、平成26年度、月平均4,649万728円でありましたのが、平成27年度、月平均5,400万1,517円と、前年度と比較し一月当たり751万789円増加しております。療養給付費の増加に伴いまして、下の高額療養費一般では、平成26年度、月平均507万680円が、平成27年度は月平均761万1,722円、前年度と比較して一月当たり254万1,042円ずつ増加しております。

次のページ、医療費が増加した要因分析でございますが、入院件数の増加ということで、上の表で前年度同時期と比較しまして、入院に伴う件数日数が増加しております。中でも顕著なのが、件数の伸び率が2.92%に比べまして日数が8.71%及び費用額31.31%と大幅な増が占めているところでございます。これは、これまでのがん等の入院手術に加え、脳梗塞などのリハビリ入院期間を必要とし、入院治療日数が長期間にわたる入院が多く発生していることが、件数と比較し日数及び費用額を大きく増加させているのだと考えられます。特に、脳血管疾患が26年度同時期に14件に対しまして、27年が34件、虚血性心疾患が26年同時期6件に対しまして、27年が16件と大幅に増加しております。また、入院治療費が100万以上200万未満が、26年度は43件に対しまして、27年は1.4倍の61件、200万超えは26年が3件、それから27年が4倍超えの13件と、これも大幅に伸びております。

医療費の上位3位までの比較についても、26年はいずれも200万以上300万未満に対して、27年は、1位が747万円4,800円、2位が676万1,460円、3位が282万3,010円と、超高額請求となっております。また、入院外診療による費用の増加ということで、件数及び日数も減少しておりますが、費用額が増加しているということで、これはがん治療等に係る化学療法、放射線治療などの通院治療が費用額を増加させている原因と分析しております。また、緊急搬送等による入院、ICU経由の治療の突発的な医療費が発生、特に医療費が発生しやすい前期高齢者の数の増加に

伴いまして、脳梗塞、心筋梗塞などの費用額が増加しております。

次に、歳入の部でございますが、議案書の第67号をごらんください。主なものを説明いたします。

議案書の6ページ、7ページをごらんください。

国庫支出金、療養給付費負担金3,124万2,000円、医療費の支出状況の精査によりまして増額計上を行うことから、増加分に対する国負担分定率を増加するものがございます。

同じく、国庫支出金、財政調整交付金2,325万7,000円、これは医療費の支出状況の精査に伴う増加分、見合い分と歳出額、見合いの歳入調整を行うものでございます。

4款療養給付費等交付金2,596万6,000円、これは概算交付額が結成されたことから増額しているものでございます。

8款繰入金、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金、保険税の軽減分及び保険者支援分の交付申請に伴う増額分を計上するもので、保険者支援分については、国の公費拡充により1人当たり4,375円の財政効果となりました。

以上で、補正予算の説明を終わります。

○委員長（原田周一） ただいま説明が終わりました。

質疑のある方は、簡潔に質問をお願いいたします。質疑のある方は挙手をお願いします。稲石委員。

○委員（稲石義一） この補正予算の国民健康保険のこの補正予算の審議をするに当たって、一つ確認しておきたいことがあるんですけども、さきの一般質問の折に、今西委員のほうから、このことに関して質問があったというふうに記憶しておるんですけども、今議会には1億円を超える補正予算が提案されているが、健全化についてどのような見解かというようなことを聞かれているんですけども、今回の補正予算を見て、健全化計画のところに触れようかなと。当然、健全化計画の4カ年計画について、どないに進めていってどうやということが書かれているので、そのことについて当然、今回の1億円の補正予算についてはそこに大きくかかわるんで。

そしたら、既に今西議員がそのことについて一般質問でやられているんですね、同じような内容でね。滞納についても、その健全化計画の中に徴収環境の云々かんぬんとかがあるんで、それもやられているんですね。これは、補正予算に係ります事前審査を一般質問でやられたんじゃないかなというふうに私は疑念を抱くんですけども。一定整

理をしてこないと、補正予算が出た内容について一般質問で問われたら、ここで審議をするのに事前審査を踏まえてやるんかということになる。一般質問の内容はあくまでも一般質問であって、議案の事前審査的な内容を包含しておるようなやつではだめだというふうに私は思うんですけれども、その辺についてちょっと確認しておきたいんですけれども、いかがでしょうか、委員長としては。

○委員長（原田周一） この問題につきましては、やはり一般質問で今、委員言われたように、先にそういう審査をするというのは、私も委員会としては。できたらその辺、今後のこともありますんで、できれば議運でそのあたりを話していただいたらどうでしょうか。稲石委員。

○委員（稲石義一） それと、今般の場合は、事前に議長のほうが原稿等に目を通して許可をされているんですね。議長のほうの見解も聞いておきたいと思うんですけれども。それは今回の補正予算と絡んで、事前審査に当たったんか当たらないんかということも含めて確認をしておきたいんですけれど。

議運でそれを再度やるについては何らやぶさかでないですけれども、そういう見解を踏まえてやらないと、補正予算の立場もありますでしょうし、議長のそういう目を通して、それぞれの方々に返して、これで結構ですよと行ってやられた部分もありますんで、そこを確認しないと議運で議論するについての準備ができませんので、ちょっと聞いておきたいと思います。

○委員長（原田周一） 田中議長。

○委員（田中 修） 今のこれにつきまして、もう一度どのような内容であったか、もう一回精査しまして確認をしたいと思います。今おっしゃったように、そういうようなものが今後出てきた場合においては、議運のほうでもう一度出させていただいて、そこで方向性を決めていきたいと、そういうようにしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長（原田周一） 今、議長から発言がありましたので、一応皆さんにお諮りする前に、稲石委員、どうぞ。

○委員（稲石義一） それと、今のは補正予算特別委員会の委員長の見解と議長の見解であったんですけれども、質問された本人さんの分も聞いておきたいなど。議運でやる場合、当方の場合は、たまたまその議員さんが議運にいらっしゃるんですけれども、そうじゃなくてこういう全員の場合で、どういうことだったかという見解も聞いてからその場に臨んだ方がいいのではないかなと思うんで、その事前審査云々かんぬんについてどうだ

ったのかというのは、本人さんからも聞いておきたいと思います。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西久美子） 一般質問の中で補正予算のことに私は触れましたけれども、特にこの補正予算の事前審査というつもりは全くなくて、今回1億円を超える補正が計上されていると、それも含めて国保会計の非常に厳しい状況についてただささせていただきました。

滞納につきましても、主には滞納額がどうのこうのということではなくて、税機構に送られている滞納処分の仕方について問題があるのではないかとということで取り上げたつもりですので、事前審査に当たるとは、私は考えておりません。以上です。

○委員（稲石義一） そういうことを聞いたとき、議運のほうで再度詰めたいと思いますので、よろしくお願いします。これについてはこれでとどめておきます。

○委員長（原田周一） 今の件につきましては、そういう取り扱いにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ほかにございませんか。稲石委員。

○委員（稲石義一） 今のは事前審査の話でございましたので。

この補正予算について、やはり第2次健全化計画に大きくかかわってきます。基本的に7,100万あったピーク時の平成21年の累積赤字が、4年間で大分と減少して小っちゃくなって3,000万ほどになったんですね。それがまた悪化して、今6,600万ほどの累積赤字がありますよと。今回の1億円に伴う財源でいえば、一千四、五百万さらに追加になるということで、8,000万ほどに年度末には累積赤字になる見込みやというふうにお聞きしています。そうしますと7,100万がピーク時やったのに、それを追いついて過去最大の赤字になってしまうということが懸念されています。

一般質問でもありましたけれども、平成30年には広域化ということで、都道府県に保険者が行くということになっておりますので、この健全化計画では4カ年でその赤字をなくそうかなということで計画されてきたので、4カ年でゼロにするよという計画だったと思うんですけれども、それがふえ続けていると、この2カ年で。ということになりますと、非常に平成30年を迎えるに危うい環境にあるのではないかなというふうに思いますので、今般、運協に諮問されて、料率とかいろんな整備についても議論されるというふうにするんですけれども、この第2次の健全化計画の中間見直しみたいなもの



をしないと、あと2年間でどうするかということになりますと、放っておくと非常にぐあい悪いんじゃないかなというふうに思いますので、そのこともあわせて運協のほうに諮問して、きちとした道筋をつけて、その赤字が解消できなかった場合はどうするんやというところまで突っ込んで議論をしておく必要があるのではないかなと思ってるんで、その辺についてのご見解を伺いたいと思います。これは、理事に聞いておきたいと思います。

○委員長（原田周一） 大江理事。

○理事兼福祉課長（大江輝博） ただいまのご質問でございますが、健全計画、当時私、赤字になりましたときも担当もしていたことでございます。それで、国保会計にとりましてどういう方策があるのか、改善策をとということで、あらゆる手段を考えましたのがこの健全化計画に盛り込んだ内容でございます。ただ、やはり、絵に描いたとおりいかないという事実もございます。

先ほど、長谷川課長のほうから、医療費の分析も申し上げました。要因として、特殊な要因もあるということはわかっておりまして、なかなかそれを抑制することができないというような会計になっております。そういったことも踏まえまして、第2次の計画も立て、さらにそれが予定どおり進まない、町の一般会計からの繰り入れも鋭意行っているというような状況でございます。

稲石委員のご指摘のとおり、さらには改善を図る、3年後にゼロを目指すといったこともございますので、今後、今ご提案いただきましたようなことも踏まえまして、広い角度から検討を加えていただきたいというふうに考えております。

○委員長（原田周一） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 健全化計画の追加の資料をいただいたんですけども、その中身はやはり、結構分析も今言われたようにいろいろ細かくきっちりやられておるんで、そのことを踏まえて、分析だけじゃなくてどうするんかということ、その道筋をつけとかなないと大変な事態になるかなと、平成30年のときには。ということですので、今おっしゃったような形で、運協も含めて十分な検討がされるように要望して終わります。

○委員長（原田周一） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようですので議案第67号に係る質疑を終わります。

議案第67号についての質疑が終わりましたので、直ちに討論に入ります。意見のある方は、発言を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより議案第67号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(原田周一) 挙手全員であります。よって議案第67号、平成27年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)は、原案どおり可決すべきものと決しました。

引き続き、日程第6、議案第68号を議題といたします。

当局より説明を求めます。町長。

○町長(西谷信夫) それでは、議案第68号についてご説明を申し上げます。

議案第68号、平成27年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、保険事業勘定におきまして、人事異動等に伴う人件費の補正を行うものであり、補正額は194万4,000円の減額となり、補正後の予算総額8億3,279万8,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金194万4,000円を減額し、歳出では、総務費20万6,000円、地域支援事業費173万8,000円をそれぞれ減額をしております。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長(原田周一) ただいま説明が終わりました。

質疑のある方は質問をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) ないようですので、議案第68号に係る質疑を終わります。

議案第68号に質疑が終わりましたので、直ちに討論に入ります。意見のある方は、発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第68号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(原田周一) 挙手全員であります。よって議案第68号、平成27年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、補正予算特別委員会に付託されました議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、補正予算特別委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

また、補正予算特別委員会委員長報告を12月21日行うこととしておりますが、質疑、討論を予定されている場合は、本日の午後1時までに、私、原田まで通告をお願いいたします。

委員各位の慎重な審査を賜り、ご協力ありがとうございました。

これをもって補正予算特別委員会を閉会することにいたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時47分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

補正予算特別委員会委員長                      原    田    周    一